

森整第 1081 号
令和7年(2025年)3月31日

北海道広葉樹協議会会長 様

北海道水産林務部長

北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針について
日頃より、道の林務行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
道では、道内で被害が拡大するナラ枯れに対し、被害予防としてナラ類等の伐採・移動に関する留意事項を関係者等からの意見も踏まえて、別紙のとおり「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」を定めましたので送付します。
お手数をおかけいたしますが、指針について、貴会会員にも周知いただけますようお願いいたします。
引き続き、ナラ枯れ被害拡大防止に向けご協力いただけますようお願いいたします。

(林務局森林整備課保護種苗係)